

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公開番号】特開2012-10970(P2012-10970A)

【公開日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2012-003

【出願番号】特願2010-150493(P2010-150493)

【国際特許分類】

A 6 1 M 5/14 (2006.01)

A 6 1 M 5/32 (2006.01)

A 6 1 M 5/34 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 5/14 3 4 5

A 6 1 M 5/32

A 6 1 M 5/34

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

薬剤が充填された薬剤容器と、

生体を穿刺する第1の針先と、前記薬剤容器の内部に刺入可能な第2の針先とを有する針管と、

前記針管の中間部を保持する針保持部と、

前記針保持部の前記第2の針先側に設けられ、前記第2の針先が突出する薬剤容器設置部と、を備え、

前記薬剤容器は、

前記第2の針先が貫通すると共に前記薬剤容器設置部に接触する接触部と、前記接触部に対向する押圧部とを有し、前記押圧部が前記接触部側に押圧されて変形する容器本体と、

前記接触部の前記第2の針先が貫通する部分に取り付けられ、前記針管の周面に液密に密着するシール部材と、

前記容器本体内に刺入された前記第2の針先が前記押圧部を貫通することを回避する貫通回避部と、

を有することを特徴とする薬剤注射装置。

【請求項2】

前記容器本体の前記押圧部は、可撓性を有する材料から形成されており、

前記貫通回避部は、前記押圧部に設けられ、前記容器本体内に刺入された前記第2の針先に当接する当接部または前記第2の針先を収容する凹部である

ことを特徴とする請求項1に記載の薬剤注射装置。

【請求項3】

前記シール部材の前記第2の針先による刺入に対する抵抗力は、前記生体の前記第1の針先による刺入に対する抵抗力よりも大きい

ことを特徴とする請求項1又は2に記載の薬剤注射装置。

【請求項 4】

前記容器本体の前記接触部は、可撓性を有する材料から形成されており、
前記押圧部は、前記第2の針先に当接しても貫通しない材料によって形成され、前記貫
通回避部を兼ねる
ことを特徴とする請求項1に記載の薬剤注射装置。

【請求項 5】

前記容器本体の前記接触部は、非可撓性で前記押圧部側に開口された器状に形成され、
前記シール部材によって封止された貫通孔を有し、
前記押圧部は、可撓性を有する材料によって形成されている
ことを特徴とする請求項1記載の薬剤注射装置。